

新給食センターが運用を開始します!

問合先 市教委教育支援課 給食係
(釧路市小学校給食センター画41-0564)



2023 (令和5) 年7月から建設に着手していた「釧路市学校給食センター」が1月に竣工し、運用を開始します。

これまで、釧路市小学校給食センター、釧路市中学校給食センター、阿寒町学校給食センター、音別小学校調理場と4つの施設で給食調理を行ってきましたが、新給食センターの完成により、市内全ての小・中学校等へ、統一した献立により給食を提供できるようになりました。

新給食センターからの給食提供は、新年度、小学校および義務教育学校が4月9日(水)から、中学校は翌10日(木)から開始します。

調理能力

1万1,000食/日

統一献立

給食施設の一元化を契機に、音別産の「^{ふき}路」や阿寒湖産の「わかさぎ」、釧路産の「昆布」や「タラ」といった釧路ならではの地元食材を活用した「ふるさと給食」の一層の充実を図ります。これまで給食費は3地区それぞれに設定されてきましたが、保護者負担額を最も安価な音別地区の額に統一します。

食物アレルギー対応

専用調理室を設け、代表的なアレルギーである乳・卵の除去食を2026 (令和8) 年度から提供予定です。

衛生管理

学校給食法の規定に基づく「学校給食衛生管理基準」に適合し、細菌やかびの繁殖を防ぐ床面ドライシステムの導入や、食材や作業動線が交差しない調理動線計画に配慮するなど、衛生管理を徹底しています。

引っ越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに!

問合先 市役所戸籍住民課 (画61-5031)

入学、就職等により引っ越しをされる方は、住民票の異動の届け出(転出届、転入届、転居届等)を忘れずにしましょう。

また、マイナンバーカード、住民基本台帳カードの住所変更手続きも必要です。

本人以外の方が届け出を行う場合、委任状が必要です。

住民票の住所変更について

●釧路市から他の市区町村に転出される方

釧路市役所(引っ越し前)

引っ越し先の市区町村

転出前に「転出届」を提出

転入した日から14日以内に
転入届を提出

●他の市区町村から釧路市に転入される方

転出証明書をお持ちの方は、忘れずにお持ちください。

引っ越し前の市区町村

釧路市役所(引っ越し先)

転出前に「転出届」を提出

転入した日から14日以内に
転入届を提出

●釧路市内で転居される方

釧路市役所

転居した日から14日以内に
「転居届」を提出

釧路市役所の届け出窓口

- ・市役所防災庁舎2階戸籍住民課
- ・鳥取支所
- ・各行政センター市民課
- ・阿寒湖温泉支所

●マイナンバーカードをお持ちの方は、特例転出・転入を利用することができます。

詳しい手続きについては、こちらからご確認ください▶



マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方は、忘れずにご持参ください。

●マイナポータルからオンラインでの転出手続き

マイナンバーカードをお持ちの方は、釧路市から釧路市外の市区町村(国外を除く)へ引っ越しをする時の手続き(転出届)について、オンラインで手続きを行うことができます(この場合、転出証明書の交付を省略します。転出届のために市役所へ来庁する必要はありません)。

詳しい手続きについては、こちらからご確認ください▶



戸籍住民課窓口業務の拡充について

3月と4月は、住民票の各種届け出が多くなるため、3月29日(土)、4月5日(土)は、市役所防災庁舎2階戸籍住民課で実施している土曜窓口サービス業務(午前8時50分～午後5時20分)を拡充します。また、4月1日(火)・2日(水)は受付窓口の混雑が予想されるため、午後7時まで住民票の異動受付窓口を延長しますのでご利用ください。

■通常の取扱業務(戸籍住民課窓口)

- ・戸籍謄抄本、身分証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書

■拡充して取り扱う業務(戸籍住民課窓口)

- ・転出、転入、転居等の届け出の受付、新規印鑑登録申請、マイナンバーカード、住民基本台帳カードの住所変更

詳細は市ホームページでもご覧いただけます▶



マイナンバーカードの住所変更について



住所変更等で、マイナンバーカードの記載事項を変更する場合、カードを窓口へ提出してください。表面の追記欄に新情報を記載します。また、ICチップ内の情報更新もするため、暗証番号の入力が必要になります。

手続きには時間に余裕をもって

年度末と年度初めの窓口は大変混み合います。異動の届け出と同時に、住民票の写しの請求、印鑑登録等を申請される方は長時間お待ちいただく場合があります。時間に余裕をもってお越しください。